

県営水道の管理者が職員の任免について知事の同意を得なければならない者等を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第七十四号

県営水道の管理者が職員の任免について知事の同意を得なければならない者等を定める規則を廃止する規則

県営水道の管理者が職員の任免について知事の同意を得なければならない者等を定める規則（昭和四十二年三月奈良県規則第五十七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。